

平成25年度国費外国人留学生（高等専門学校留学生等）の奨学金支給期間延長に係る取扱要領

- (1) 奨学金支給期間延長の申請については、現在の国費外国人留学生の区分により各々後述の申請区分（Ⅶ～Ⅷ）のとおりとする。
- (2) 延長申請を行う者のうち、本人があらかじめ本国政府、在日公館又は勤務先責任者（本国で現職にあるもの。）の許可を得ておくことが必要な者については、在籍する学校において責任を持って事前に本国への確認を指導するとともに、その結果の確認を必ず行うこと。
- (3) 推薦基準に合致しない者は推薦しないこと。
- (4) 延長申請については、以前にも増して厳しく審査されることとなるので、学習計画書の他に「指導教員の意見書」には、国費外国人留学生としての延長を推薦するにふさわしい人物であることを具体的に記すこと。（推薦に至る具体的説明の乏しい者については、不採用となることがあるので留意すること。）
- (5) 大学学部 3 年次又は高等専門学校専攻科への編入学又は進学希望先は、2 校（第 2 希望まで）に限ることとする。（大学と高等専門学校専攻科を 1 校ずつ希望することで 2 校としても差し支えない。）
なお、申請書に記入した大学又は高等専門学校専攻科以外の学校へ編入学又は進学する場合、国費外国人留学生奨学金は支給しない。
- (6) 当初、高等専門学校留学生として採用となり、現在、高等専門学校専攻科に在籍し、平成 26 年 4 月（又は平成 26 年 10 月等）から大学院修士課程に進学を希望する者にかかる選考方法等については別途通知する。（平成 18 年 8 月「国費外国人留学生の奨学金支給期間延長の取扱いの改正について」参照。）
- (7) 支給期間の延長が認められた場合、進学先大学等にかかる入学検定料及び入学金は文部科学省負担（国立大学等は不徴収）とするが、延長が認められなかった場合及び進学先以外の大学等にかかる入学検定料及び入学金は、当該大学等の規程に基づき取り扱うこととなるので、場合によっては本人負担となる場合があることを予め承知しておくこととともに、学生に対しても十分に説明を行うこと。
- (8) 大学学部編入学の場合、原則として 3 年次に編入する場合のみ認めることとするが、やむを得ない事情により 2 年次に編入することを希望する場合は、予め文部科学省に相談すること。（進学希望大学の編入学の取扱いについて申請時によく調べておくこと。）
- (9) 提出期間：平成 25 年 12 月 16 日（月）～12 月 20 日（金）当日消印有効
提出期限以降の書類提出及び差し替えは一切認めないので留意すること。

- (10) 結果通知については、平成 26 年 2 月中旬を目処に文書にて通知する。
- (11) 次の場合には、原則として奨学金の支給を取り止めるので留意すること。また、これらに該当するにもかかわらず奨学金を受給した場合、該当する期間に係る奨学金の返納を命じることがある。
- ① 申請事項に虚偽の記載があることが判明したとき。
 - ② 文部科学省への誓約事項に違反したとき。
 - ③ 学業成績不良や停学等により標準修業年限内での卒業（若しくは修了）が不可能であることが確定したとき。
 - ④ 大学、高等専門学校、専修学校又は日本語予備教育機関において退学等の懲戒処分を受けたとき、あるいは除籍となったとき。
 - ⑤ 当該大学等を退学したとき。
 - ⑥ 入管法別表第一の四に定める「留学」の在留資格が他の在留資格に変更になったとき。
 - ⑦ 他の奨学金（使途が研究費として特定されているものを除く）の支給を受けたとき。
 - ⑧ 進学に伴う奨学金支給期間延長の承認を受けずに上位課程に進学したとき。
- (12) 例年延長申請について国費外国人留学生への周知を忘れる学校があるため、学校にあっては平成 26 年度に進学する（ことを予定している）ため延長申請を要する者を把握するとともに、当該者における申請の意思を確認するなど申請に漏れないよう十分留意すること。
- (13) 提出書類等：
- ア 申請書ファイル A の作成について
- 申請書ファイル A を、後述する HP からダウンロードの上、推薦者 1 名につき申請書 1 シート（シート名「01」、「02」、「03」、「04」・・・）を作成し、各学校区分毎に 1 シート推薦者一覧（シート名「推薦者一覧」）を作成し、電子媒体を文部科学省の指定する E-mail アドレス (encho@mext.go.jp) に送信すること。
- 申請書ファイル A の「推薦者一覧」シートに入力されるデータは、備考欄以外は全て申請書シートに入力されたデータが推薦者一覧に転記されることとなる。そのため、推薦者一覧シートに誤りを発見した場合は、「申請書」シートと「推薦者一覧」シート間の内容に齟齬が生じないようにするため、必ず、まず「申請書」シートを修正の上、「推薦者一覧」シートに修正を反映させること。
- 例年、推薦調書の推薦順位欄を空欄等のままで提出している大学があるが、この場合、推薦者一覧が正しく作成されないので十分留意の上作成すること。
- なお、指導教員の意見書は電子媒体 (pdf ファイル) のほか、推薦者 1 名につき 1 部印刷し、指導教員が押印したものを郵送でも提出すること。

イ 申請書ファイル B の作成について

申請書ファイル B を、後述する HP からダウンロードの上、推薦者 1 名につき 1 ファイルを作成し、電子媒体を文部科学省の指定する E-mail アドレス (encho@mext. go. jp) に送信すること。

推薦者一覧ファイルを、後述する HP からダウンロードの上、推薦者一覧作成マニュアルに基づき推薦者一覧を作成し、紙媒体を一部、郵送により文部科学省に送付するとともに、電子媒体を文部科学省の指定する E-mail アドレス (encho@mext. go. jp) に送信すること。

ウ 紙媒体及び電子媒体の提出方法は下記のとおり。

① 郵送による提出

学校長からの推薦状（公文書等）に区分ごとに作成した推薦者一覧、各推薦者の指導教員の意見書、成績証明書及び出欠状況証明書を添付し、郵送で提出すること。

申請書類提出の際は、角 2 号の封筒に封入し、封筒表に朱書きで、××××(学校番号)延長申請書類在中と明記の上、本件担当あて郵送又は持参すること。

※ また、国費留学生係宛の他の書類とは必ず別便で送付すること。

② 電子媒体による提出

各個人の申請書ファイル及び推薦者一覧ファイルは、電子データをメールにて提出期間内に提出すること。

文部科学省の E-mail アドレス (encho@mext. go. jp) には多数の送信があるので、本件を送信する際には、必ず以下によること。

- ・ メール の 件 名 : ×××× (←学校番号) ○○学校 (延長申請)
(例) 061234 文部科学専門学校 (延長申請)
- ・ ファイル の 件 名 : ×××× (←学校番号) ○○学校区分○ (←申請区分Ⅶ又はⅧ)
(例) 061234 文部科学専門学校区分Ⅶ

※ 文部科学省のメールサーバーはメールのサイズ（本文と添付ファイルを合わせた容量）が 10 MB を超える場合には受理できないことから、メールのサイズは一定の余裕をもったものとする。推薦者が多数のためサイズが 10MB を上回る場合にはファイルの圧縮又は複数のメールに分割して送付すること。その際、メールの件名の最後にメール総数及び当該メールの本数を入力すること。5 本のメールに分割して送信する際の 4 本目は 4/5 と入力、5 本目は 5/5 と入力する。（例：012345 文部科学大学（延長申請） 1/5）。

※ 推薦者が多数の場合、申請書ファイルを区分ごとにフォルダに格納・圧縮の上送信等すること。フォルダの名称は特に定めないが学校名及び区分を入力すること。

※ 前述の「①郵送による提出」又は「②電子媒体による提出」の一方のみの提出では推薦があったと認められない。必ず両方を提出すること。

(14) 申請書様式等：

延長申請関係書類掲載場所：文部科学省ホームページ

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/06032818.htm

→ 進学等に伴う奨学金支給期間の延長及び特別延長を希望する国費外国人留学生（高等専門学校留学生等）の取扱いについて（通知）

<本件照会先及び提出先>

文部科学省高等教育局学生・留学生課留学生交流室国費留学生係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL：03-5253-4111（内線3362、2624）（木谷、若谷）

FAX：03-6734-3391

E-mail：encho@mext.go.jp（電子データ提出先）

申請区分Ⅶ 現在、高等専門学校留学生として在籍し、平成 26 年 4 月（又は平成 26 年 10 月等）に大学学部 3 年次に編入学又は高等専門学校専攻科へ進学する者

- (1) 延長候補者の奨学金支給期間
平成 26 年 4 月（又は平成 26 年 10 月等）から大学学部卒業又は高等専門学校専攻科修了までの 2 年間。
- (2) 提出書類
【申請者ごとに必要な書類】
ア 申請書ファイル
a 奨学金支給期間延長申請書（申請区分Ⅶ）・・・本人が作成
b 学習計画書・・・本人が作成
c 推薦調書・・・学校が作成
d 指導教員の意見書
※ 「e 学業成績係数が算出できない理由」シートは成績係数が算出出来ない場合は学校が作成
イ 成績証明書（高等専門学校で取得可能な最近のものまで）
ウ 出欠状況証明書（A4 版、様式任意、出欠状況が分かるもの）
- 【学校でとりまとめる書類】
ア 推薦者一覧ファイル
a 平成 26 年度進学等に伴う奨学金支給期間延長希望の推薦者一覧（申請区分Ⅶ）・・・学校が作成
- (3) 推薦基準
ア 高等専門学校での学業成績係数が 2.80 以上かつ出席率が 95.0%以上の者。
イ 大学学部 3 年次に編入学又は申請時に在籍する高等専門学校の専攻科へ進学する見込みのある者。
ウ 指導教員から推薦の強い要望がある者。
エ 高等専門学校長が推薦するにふさわしい人物と認めた者。
オ 専攻分野の継続性が明確である者。

申請区分Ⅷ 現在、専修学校留学生として在籍し、平成 26 年 4 月（又は平成 26 年 10 月等）に大学学部 3 年次に編入学する者

- (1) 延長候補者の奨学金支給期間
平成 26 年 4 月（又は平成 26 年 10 月等）から大学学部卒業までの 2 年間。

(2) 提出書類

【申請者ごとに必要な書類】

ア 申請書ファイル

- a 奨学金支給期間延長申請（申請区分Ⅷ）・・・本人が作成
- b 学習計画書・・・本人が作成
- c 推薦者一覧・・・学校が作成
- d 指導教員の意見書

※ 「e 学業成績係数が算出できない理由」シートは成績係数が算出出来ない場合は学校が作成

イ 成績証明書（専修学校で取得可能な最近のものまで）

ウ 出欠状況証明書（A4版、様式任意、出欠状況がわかるもの）

【学校で取りまとめる書類】

ア 推薦者一覧ファイル

- a 平成26年度進学等に伴う奨学金支給期間延長希望の推薦者一覧（申請区分Ⅷ）・・・学校が作成

(3) 推薦基準

- ア 専修学校での学業成績係数が2.80以上かつ出席率が95.0%以上の者。
- イ 大学学部3年次に編入学する見込みのある者。
- ウ 指導教員から推薦の強い要望がある者。
- エ 専修学校長が推薦するにふさわしい人物と認めた者。
- オ 専攻分野の継続性が明確である者。

奨学金支給期間延長の申請基準

申請区分	延長理由番号	延長理由	延長許可年限	条件（申請可能な者）等
I	1	① 研 究 生 → 修 士 課 程 入 学 専 門 職 学 位 課 程 入 学	正 規 課 程 の 標 準 修 業 年 限	理系：非正規生の期間が予備教育期間含め 2 年未満の者 文系：非正規生の期間が予備教育期間含め 2 年以内の者
I		② 研 究 生 → 博 士 課 程 入 学	正 規 課 程 の 標 準 修 業 年 限	理系：非正規生の期間が予備教育期間含め 1 年以内の者 文系：非正規生の期間が予備教育期間含め 2 年未満の者
II		③ <u>修 士 課 程 修 了</u> → <u>博 士 課 程 入 学</u> <u>専 門 職 学 位 課 程 修 了</u>	正 規 課 程 の 標 準 修 業 年 限	研究留学生として採用された者
II-2 (特別延長)	1	③ <u>修 士 課 程 修 了</u> → <u>博 士 課 程 入 学</u> <u>専 門 職 学 位 課 程 修 了</u>	正 規 課 程 の 標 準 修 業 年 限	当初、大使館推薦による学部留学生として採用された者、又は大使館推薦による高等専門学校留学生・専修学校留学生として採用され大学の学部編入学（又は高専専攻科入学）の際に奨学金支給期間の延長が認められた者で、修士課程（又は専門職学位課程）進学の際に奨学金支給期間の延長が認められ、現在修士課程（又は専門職学位課程）に国費外国人留学生として在籍している者
III	2	① <u>学 部 卒 業</u> → <u>修 士 課 程 入 学</u> <u>専 門 職 学 位 課 程 入 学</u>	正 規 課 程 の 標 準 修 業 年 限	学部留学生として採用された者（医歯薬系学部（6 年制）卒業見込みの者を除く）
III-2 (特別延長)	2	① <u>学 部 卒 業</u> → <u>修 士 課 程 入 学</u> <u>高 専 専 攻 科 専 門 職 学 位 課 程 入 学</u>	正 規 課 程 の 標 準 修 業 年 限	当初、大使館推薦による高等専門学校留学生又は大使館推薦による専修学校留学生として採用され、大学の学部編入学（又は高専専攻科入学）の際に奨学金支給期間の延長が認められ、現在大学の学部（又は高専専攻科）に国費外国人留学生として在籍している者
III		② 医歯薬系学部(6年制)卒業 → 博士課程入学	正 規 課 程 の 標 準 修 業 年 限	
VII, VIII	3	① 高 専 卒 業 → 学 部 3 年 次 専 修 学 校 修 了 → 編 入 学	学 部 卒 業 ま だ の 2 年 間	学部 2 年次編入の場合は、文部科学省に要事前相談
VII		② 高 専 卒 業 → 高 専 専 攻 科 入 学	専 攻 科 修 了 ま だ の 2 年 間	進学は所属している高専の専攻科に限る。

※ 5 年一貫制博士課程においては、前期 2 年を上表「修士」として、後期 3 年を「博士」として取り扱うものとする。

※ 申請区分 II～VIII の区分においては、現在在籍している課程を標準修業年限内で修了（又は修業年限内で卒業）できる見込みの者であることとする。

- ※上記以外の場合の支給期間の延長申請は不可とする。
- ※商船学科に在籍している者の延長申請の場合は、文部科学省に要事前相談
- ※申請区分Ⅲにおいては、日韓共同理工系学部留学生で学部 に在籍する者は対象としない。

【別添 2】

学業成績係数の算出方法

※下記の表により「評価ポイント」を算出し、計算式に当てはめて計算する。

区 分	成 績 評 価				
4段階評価		優	良	可	不可
4段階評価		A	B	C	F
4段階評価		100～80点	79～70点	69～60点	59点～
5段階評価	S	A	B	C	F
5段階評価	A	B	C	D	F
5段階評価	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点～
評価ポイント	3	3	2	1	0

(計算式)

$$\frac{(\text{「評価ポイント3の単位数」} \times 3) + (\text{「評価ポイント2の単位数」} \times 2) + (\text{「評価ポイント1の単位数」} \times 1) + (\text{「評価ポイント0の単位数」} \times 0)}{\text{総登録単位数}}$$

総登録単位数

- (注1) 成績計数の算出にあたっては、履修登録を行った、全ての科目を含めること。
- (注2) 履修した授業について単位制をとらない場合は、単位数を科目数に置き換えて算出する。
- (注3) 上表の成績評価にない評価（例えば、「認定」、「合格」など）は対象としないこと。
- (注4) 係数に端数が出る場合は、小数点以下第3位を切り捨てること。
- (注5) 算出においては、申請時に判明している成績のみを用いること。